



平成 25 年 10 月 11 日

各 位

会社名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 安部 徹
TEL 03-3987-8785

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 11 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 2 月 28 日（金）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 26 年 2 月 28 日（金）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 25 年 10 月 11 日（金）現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

| | |
|-------------------|---------------|
| ① 株式分割前の当社発行済株式総数 | 1,723,526 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 170,629,074 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 172,352,600 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 508,200,000 株 |

(3) 分割の日程

| | |
|--------|---------------------|
| 基準日公告日 | 平成 26 年 2 月 13 日（木） |
| 基準日 | 平成 26 年 2 月 28 日（金） |
| 効力発生日 | 平成 26 年 3 月 1 日（土） |

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) その他この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 26 年 3 月 1 日（土）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

平成 26 年 3 月 1 日（土）

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 2 月 26 日（水）をもって東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により平成 26 年 3 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 5 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則 1 を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更箇所）

| 現行定款 | 変更後 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,082,000 株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>508,200,000 株</u> とする。 |
| (新設) | <u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> <u>とする。</u> |
| 第 7 条～第 47 条 (条文省略) | 第 8 条～第 48 条 (現行どおり) |
| (新設) | 附則 <u>1. 第 5 条の変更ならびに第 7 条の新設及</u> <u>びそれらに伴う条文の繰り下げは、平</u> <u>成 26 年 3 月 1 日から効力を発生する。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもって削</u> <u>除する。</u> |

なお、本年 11 月 26 日開催予定の第 33 期定時株主総会において、上記内容と合わせて単元未満株式の権利内容に関する規定の新設を行う定款変更議案を付議いたします。

詳細は、本日別途公表しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上